平成２３年（フ）第３２５号
沖縄県中頭郡西原町字小波津44番地県営西原団地４棟302号
債務者　平田　　豪
1　決定年月日時　平成23年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９１号
岩手県花巻市上諏訪15―４　ハイムエクメーネＡ208、住民票上の住所岩手県花巻市上根子字下田７番地
債務者　藤原　勝美
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３１４号
盛岡市山王町１番13号　ヴィラ山王202号
債務者　山崎さおり
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３２４号
盛岡市月が丘１丁目11番65号　ハイツ高橋102号、旧住所盛岡市仙北２丁目22番19号
債務者　紺野　文子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３３１号
岩手県九戸郡洋野町種市第12地割60番地２
債務者　常盤　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３３５号
盛岡市中ノ橋通１丁目14番３―306号、旧住所盛岡市三本柳11地割７番地８　ブランシェエフ＆エイトＡ202号
債務者　高屋　文則
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２９号
福島県郡山市桜木２丁目23番３号
債務者　川口　満子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１５６２号
神戸市垂水区塩屋台１丁目８番11号、申立時の住所神戸市垂水区名谷町字堂面794番地の５
債務者　村上　満里（旧姓吉原）
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１２号
神戸市兵庫区上沢通５丁目５番19号
債務者　近藤　正和
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６９号
兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地Ｋ棟704号
債務者　藤本　秀樹
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７０５号
神戸市須磨区北落合５丁目１番337―303号
債務者　乙野　真澄
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７号
北九州市八幡東区枝光本町７番７―1005号
債務者　清家　將司
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４４９号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番４―1105号
債務者　野口　法子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９８号
福岡県中間市長津１丁目24番28号
債務者　友永　征治
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０３号
福岡県中間市長津１丁目24番28号
債務者　友永　秀子
1　決定年月日時　平成23年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０５号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地44番1004号
債務者　森下永造こと　金　　永造
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０６号
北九州市戸畑区千防３丁目17番６号
債務者　宮永　幸子
1　決定年月日時　平成23年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部